

富山県建築賞協議会表彰規程

(名 称)

第1条 富山県建築賞協議会規約第4条により表彰する建築作品に与える賞を富山県建築賞とし、すぐれた業績に与える賞を富山県建築功労賞とする。

2 富山県建築賞を一般部門と住宅部門に区分する。

(表彰の対象)

第2条 富山県建築賞は、富山県内における建築作品の設計、意匠、構造、企画において実現されたものを対象とし、都市再開発、団地計画、都市公園等を含む。

2 建築功労賞は富山県内における建築に関する顕著な業績とする。

(被表彰者)

第3条 富山県建築賞は建築主、設計者、施工者とする。

2 富山県建築功労賞は、功労のあった個人とする。

(表 彰)

第4条 富山県建築賞は部門別に優秀賞及び入選とし、それぞれ表彰状及び副賞を贈呈する。なお、両部門全体で特別に優秀な作品は最優秀賞とすることができる。

2 富山県建築功労賞は表彰状及び副賞を贈呈する。

(応募又は推薦)

第5条 富山県建築賞は公募し、応募したものから選定することとし、応募についての手続は、富山県建築賞募集要綱による。

2 富山県建築功労賞は、団体等から推薦された者から選定することとする。

(審 査)

第6条 富山県建築賞の審査は本会が委嘱した審査委員において行う。

2 富山県建築功労賞の審査は、役員会において行う。

付則

- ・この規定は平成22年7月22日から施行する。
- ・この規定は平成24年7月18日から施行する。
- ・この規定は平成25年6月25日から施行する。